

一般就労への移行応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般就労への移行応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）および健康福祉部障がい福祉課所管補助金等交付要綱によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、施設利用者の一般就労に向けた専門的な技術や能力の習得を通じたさらなる経済的、社会的自立を促進するため、一般就労に向けた利用者のスキルアップに取り組む事業者を支援する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者（以下「事業者」という。）は、福井県内で指定を受けた就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、および就労移行支援事業所とする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、交付決定日から翌年の3月31日までとする。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、以下のとおりとし、第4条の実施期間内に完了する事業とする。

ア 利用者の資格取得や能力向上のために、教材購入や研修受講、受験費用等に関して事業者が支払った経費

イ 利用者の資格取得や能力向上のために、事業者がその事業所内に導入する機械等にかかる経費

2 事業者は、支援を検討する利用者に対して、得意な作業内容等に関して十分に事前確認を行ったうえで事業を実施すること。

3 事業者は、事業実施を経て、利用者とは一般就労に関する専門機関との面談を設けるなど、利用者の一般就労の機会拡大に努めることとする。

4 以下の経費については、補助対象外とする。

ア 交付決定日以前に契約締結したものに係る経費

イ 消費税および地方消費税

ウ 他の補助を受けて整備を行う費用

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、事業に要する経費の1/2以内とし、300千円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を希望するときは、交付規則第4条第1項の規定に基づき、交付申請書(様式第1号)1通に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 交付申請書別添様式(別紙1)

(2) 県税の納税確認に関する同意書(様式第2号)

(3) 申請日から2か月以内に発行された地方消費税の納税証明書(その3の3またはその3の2)

(4) その他必要に応じて補足する説明資料

(交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付を適当と認めたときは、交付規則第5条および交付規則第6条の規定に基づき補助金の交付を決定し、交付規則第7条の規定に基づき対象者に通知する。

2 交付の決定については、第2条の規定に基づき、一般就労移行の実現性や移行応援の対象となる利用者数などに鑑み、総合的に判断する。選考結果については、すべての応募者に書面で通知するとともに、審査結果に関する問い合わせについては一切回答しない。

3 知事は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の申請にかかる事項につき、修正を加え、または条件を付すことができる。

(内容変更等の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、補助事業の内容を変更する必要があるときは、あらかじめ変更交付申請書(様式第3号)1通を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 事業者は、事業完了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)1通を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、当該事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第15条の規定に基づき、補助金交付請求書(様式第5号)1通を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(帳簿等の整備)

第13条 対象事業所は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および書類等を備え、かつ、これらの書類を補助の終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

(調査等の実施)

第14条 知事は、補助金の交付に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、関係書類の提出または実地調査その他の調査等を行うことができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に定める調査等に協力しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、または交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- 二 交付決定に付した条件に違反したとき。

2 事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、交付規則の定めるところにより返還しなければならない。

(加算金および延滞金)

第16条 前条の規定により、補助金を返還する場合、補助金を交付した日から、知事が別に定める返還の期日までの日数について、年10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 前条の規定により、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(補 則)

第17条 この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月 日から適用する。

福井県知事 様

住 所 〒 -

代表者名

令和 年度一般就労への移行応援事業補助金交付申請書

令和 年度一般就労への移行応援事業について、補助金の交付を受けたいので、福井県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的および内容
- 2 補助事業の完了の予定期日および実施計画
 - (1) 実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
 - (2) 実施計画 別紙のとおり
- 3 交付申請額 金 円
- 4 交付申請額の算出方法 別紙のとおり
- 5 補助事業の経費配分 別紙のとおり
および経費の使用方法
- 6 添付書類
 - ・ 交付申請別添様式（別紙1）
 - ・ 県税の納税確認に関する同意書（様式第2号）
 - ・ 地方消費税の納税証明証
 - ・ その他必要に応じて補足する説明資料

県税の納税状況の確認について

私は、一般就労への移行応援事業補助金の交付を福井県に申請するに当たり、福井県の県税事務所等が、福井県障がい福祉課に対し、私の福井県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

住所（所在地）

[フリガナ]
氏名（名称）

福井県知事 石田 嵩人 様

* 納税状況の確認に関する事項

本同意書に基づき提供された納税状況は、福井県が実施する一般就労への移行応援事業補助金の交付事務以外には使用いたしません。

※福井県担当者記入欄

上記の者の令和 年 月 日現在の県税の納税状況については以下のとおりです。

滞納なし 滞納あり

徴収猶予あり

受付印欄

回答事務所 福井県税事務所 嶺南振興局税務部

福井県知事 様

住 所 〒 -

代表者名

令和 年度一般就労への移行応援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け福井県指令障第 号で補助金の交付決定を受けたみだしの事業について、次のとおり交付決定額を変更して交付されるよう、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的および内容
- 2 補助事業の完了の予定期日および実施計画
 - (1) 実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
 - (2) 実施計画 別紙のとおり
- 3 交付申請額

変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
差引増減額	金	円
- 4 交付申請額の算出方法 別紙のとおり
- 5 補助事業の経費配分 別紙のとおり
および経費の使用方法
- 6 添付書類
 - ・ 交付申請別添様式（別紙1）

福井県知事 様

住 所 〒

代表者名

令和 年度一般就労への移行応援事業完了実績報告書

年 月 日付け福井県指令障第 号で補助金等の交付決定を受けた標記の事業が完了したので、福井県補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額およびその精算額

交付決定額	円
精 算 額	円

2 補助事業の実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 補助事業の成果

4 添付書類

- ・実績報告別添様式（別紙 2）
- ・支出の内容がわかる領収書等

様式第 5 号

第 年 月 日

福井県知事 様

住 所 〒

代表者名

令和 年度一般就労への移行応援事業補助金請求書

年 月 日付け福井県指令障第 号で額の確定の通知があったみだしの補助金 円を交付されるよう、福井県補助金等交付規則第 15 条の規定により請求します。

発行責任者

氏名 _____

連絡先 _____

担当者

氏名 _____

連絡先 _____